

愛知県 新城市
第3期 障害福祉計画

(平成24～26年度)

平成24年3月

■ ■ 目 次 ■ ■

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 策定の目的.....	1
第2節 計画の基本的な考え方.....	3
第2章 本市の概況.....	9
第1節 本市の概況.....	9
第2節 障がいのある人の概況.....	11
第3章 計画の進捗状況.....	15
第1節 サービスの利用状況.....	15
第4章 種類ごとの必要な量の見込み 及びその確保のための方策.....	25
第1節 提供するサービスについて.....	25
第2節 障害福祉サービス・相談支援.....	29
第3節 地域生活支援事業.....	37
第4節 権利擁護及び虐待防止の推進.....	44
第5章 計画の点検及び評価.....	45
資 料 編.....	47
資料1 計画策定の経過.....	47
資料2 策定委員会について.....	48
資料3 用語説明.....	51

※「障がい」、「障害」の表記について

障がいの「害」という漢字の表記については、第3期障害福祉計画においても、法律等で規定されている名称や用語等、やむを得ないものを除き、「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

これは、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から「害」のひらがな表記を行うものです。

第 1 章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の目的

1. 計画の位置づけ

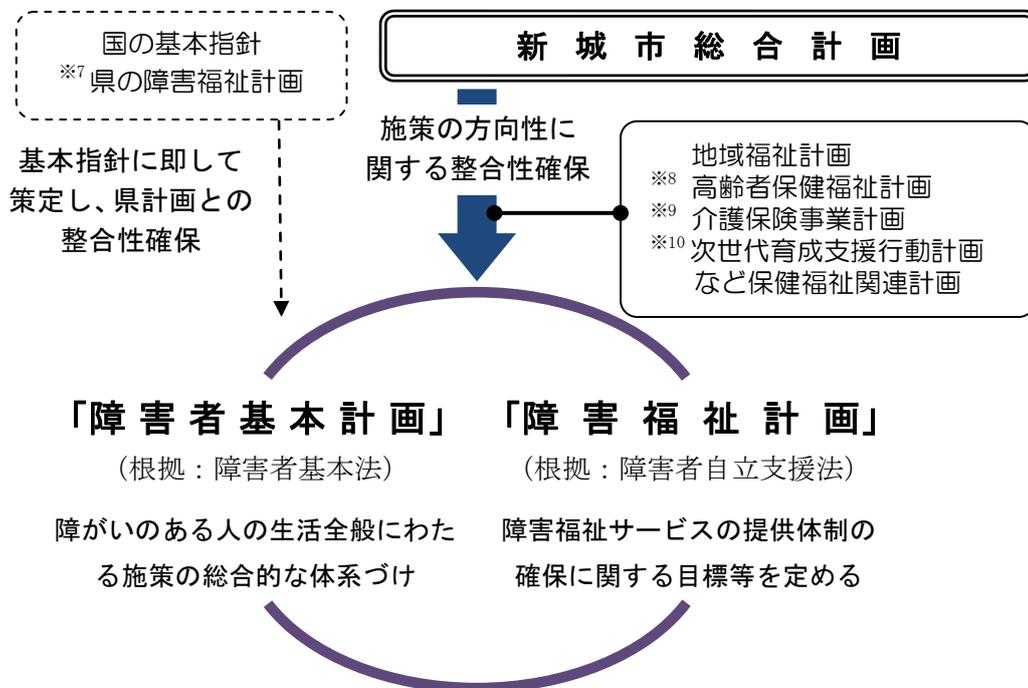
「新城市 第3期障害福祉計画」（以降、本計画とします。）は、^{※1} 障害者自立支援法第88条に基づく「^{※2}市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

^{※3} 障害者基本計画と障害福祉計画の関係については、次のようになっています。

^{※4} 障害者基本法に基づく障害者基本計画は、障害福祉施策全般の基本的な指針を定めるのに対し、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、障害者基本計画のなかの生活支援施策についての実施計画的なものとして、数値目標を掲げて策定します。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保する必要があるとともに、新城市（以降、本市とします。）の上位計画である「新城市^{※5}総合計画」や「新城市^{※6}地域福祉計画」をはじめとする市の保健福祉の関連計画との整合性にも配慮しています。

図表1 計画の位置づけ



※1 障害者自立支援法：P. 52 参照

※2 市町村障害福祉計画：P. 51 参照

※3 障害者基本計画：P. 51 参照

※4 障害者基本法：P. 51 参照

※5 総合計画：P. 52 参照

※6 地域福祉計画：P. 52 参照

※7 県の障害福祉計画：P. 51 参照

※8 高齢者保健福祉計画：P. 51 参照

※9 介護保険事業計画：P. 51 参照

※10 次世代育成支援行動計画：P. 51 参照

2. 計画の対象

本計画の対象は、障害者自立支援法第4条に定義される障がい者及び障がい児となります。障がい者・障がい児の定義については以下のとおりとなります。

[障がい者]

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち、18歳以上である者。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第2条に規定する発達障がい者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち、18歳以上である者。

[障がい児]

- 児童福祉法第4条に規定する障がい児及び精神障がい者のうち、18歳未満である者。

3. 計画期間

第3期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）では、第2期計画で設定した平成23年度の目標に至る見直しとして位置づけ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

一方で、法律・制度面では、（仮称）障害者総合福祉法の制定（平成25年予定）など、制度改革の動きもあることから、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

図表2 計画の期間

平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
新城市 障害者基本計画 (概ね10年間)									
第1期	第2期 障害福祉計画 (平成21～23年度)			第3期 障害福祉計画 (平成24～26年度)			第4期 障害福祉計画 (平成27～29年度)		

① : 障害者基本法に基づく障害者基本計画

平成20年度～（概ね10年間）

② : 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画（第3期）

平成24年度～平成26年度（3年間）

※ 計画における数値目標は、第2期障害福祉計画で掲げた平成23年度の目標について、補正を行うとともに、計画期間の目標数値及び各年の見込み量を設定します。

第2節 計画の基本的な考え方

本計画は、本市の障がいのある人が、生涯を通じて安心して自立した生活を送ることができ、障がいのない人もそれを受け入れ、市民が互いに支えていく“あたたかさを感じ取れるまちづくり”をめざすために、地域での生活、一般就労への支援、相談支援体制の充実を図るための計画です。

そのため、障がいのある人の地域生活への移行に必要なサービス基盤整備が行われるよう、障害福祉圏域単位を標準として、具体的な基盤整備を促進します。

なお、障害福祉サービス・地域生活支援事業は、平成22年12月に改正した障害者自立支援法に基づいて実施します。

主な法改正の内容は、次のとおりです。

図表3 (参考) 障害者自立支援法の主な改正点

項 目	主 な 内 容
① 障がい者の範囲の見直し (平成22年12月10日施行)	○ 発達障がい、障害者自立支援法の対象となることを明確化
② 地域における自立した生活のための支援の強化 (平成23年10月施行)	○ グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設 ○ 重度の視覚障がい者の移動を支援する同行援護を創設
③ 利用者負担の見直し (平成24年4月1日施行)	○ 利用者負担について、応能負担を原則にする ○ 高額障害福祉サービス費と補装具費の利用負担を合算し負担軽減
④ 相談支援の充実 (平成24年4月1日施行予定)	○ 支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 ○ 相談支援体制の強化 ・ 基幹相談支援センターの市町村設置 (任意) ・ 自立支援協議会の根拠規定の設定 ・ 地域移行支援、地域定着支援の個別給付化
⑤ 障がい児支援の強化 (平成24年4月1日施行)	○ 児童福祉法を基本に身近な地域での支援を充実 ○ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設 ○ 在園期間の延長措置の見直し

そのほか国では、障害者基本法・*介護保険法の一部改正、*障害者虐待防止法（ともに平成23年6月）が制定されており、こうした法制の変化に対応した障がい者施策の推進が求められます。

* 介護保険法：

介護が必要になった方に保健医療サービスや福祉サービスに関する給付を行うための法律です。

* 障害者虐待防止法：

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律です。主な内容は、障がい者虐待を定義するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

1. 数値目標・見込み量等の設定・必要な見直し

- 数値目標について、国の基本指針では、計画の最終年度である平成26年度を目標年度として、次の項目について目標を掲げることを求めています。
 - ・施設入所者の地域生活への移行
 - ・福祉施設から一般就労への移行
 - ・就労移行支援事業の利用者数、就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 等
- サービスの見込み量については、第2期計画の実績や障がい者のニーズや動向等を踏まえ適切に見込みます。

2. 計画期間における数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本市では、引き続き*ノーマライゼーションの理念に基づき、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、地域生活への移行を進めます。

また、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るため、各事業所の整備計画の推進に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所から地域生活への移行を進めます。

《 本市における地域移行の目標（平成26年度末） 》

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	51人	
平成26年度末の施設入所者数(B)	46人	
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 (9.8%)	・差引減少見込み数 ・国10%以上を目標
【目標値】 地域生活移行者数	13人 (25.5%)	・施設入所からGH・CH等へ移行する者の数 ・国30%以上を目標 (内訳) ・平成23年4月1日時点(施設入所者55人)からの削減目標 【9人】 ・地域生活移行済み実績人数 【4人】

(参考) 市内整備見込量

種類	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	定員数(実績)	定員数(見込)			
グループホーム ・ケアホーム	28人	44人	44人	48人	各年度3月末の定員数

* ノーマライゼーション：

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方のことをいいます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する目標値は、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」（以下「退院可能な精神障がい者」という。）の解消をめざし、第1期計画より設定してきましたが、患者調査における「退院可能な精神障がい者」は、客観的に分析・評価することが難しいことから、国の方針では、本計画において、目標値を定めないことが示されています。

そのうえで、精神障がい者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に関しては、さらなる取り組みが必要であることから、今後、都道府県計画において、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくため、退院のさらなる促進に係る要素をより具体化、精緻化した着眼点を設定することとしています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行・就労移行支援事業の利用・就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

障がいのある人の一般就労への移行にあたっては、引き続き、相談支援等によって、障がいのある人とその家族が抱える一般就労への不安解消に努めるとともに、企業等へ働きかけ、一般就労・雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障害者雇用促進企業等からの物品調達に関する優遇制度の導入について検討するほか、就労移行支援事業等によるサービス提供の充実を図り、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

平成26年度にむけた目標の設定にあたっては、平成18年度以降の推移及び平成22年度の状況を踏まえ、本計画期間における目標値を10人とし、引き続き、ハローワーク、県及び関係機関、社会福祉事業所との連携を図り、様々な手段から一般就労への移行を支援します。

《 本市における一般就労への移行の目標（平成26年度末） 》

項目	数値	考え方
平成17年度の年間一般就労移行者数	2人	
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	10人 (5.0倍)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数 国4倍以上を目標

(参考) 年間一般就労移行者数

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間一般就労移行者数	4人	3人	3人	2人	8人

《 本市における就労移行支援事業の利用者数の目標（平成26年度末） 》

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	213人	・平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成26年度の年間 就労移行支援事業利用者数	20人 (9.4%)	・平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 ・国20%以上を目標

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）の利用者数の合計

《 本市における^{*}就労継続支援（A型）事業の利用者の割合の目標（平成26年度末） 》

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援(A型)事業の 利用者(A)	30人	・平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(B型)事業の 利用者	68人	・平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型) 事業の利用者(B)	98人	・平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労継続 支援(A型)事業の利用者の 割合(A)/(B)	30.6%	・平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合 ・国30%以上を目標

※ 就労継続支援：

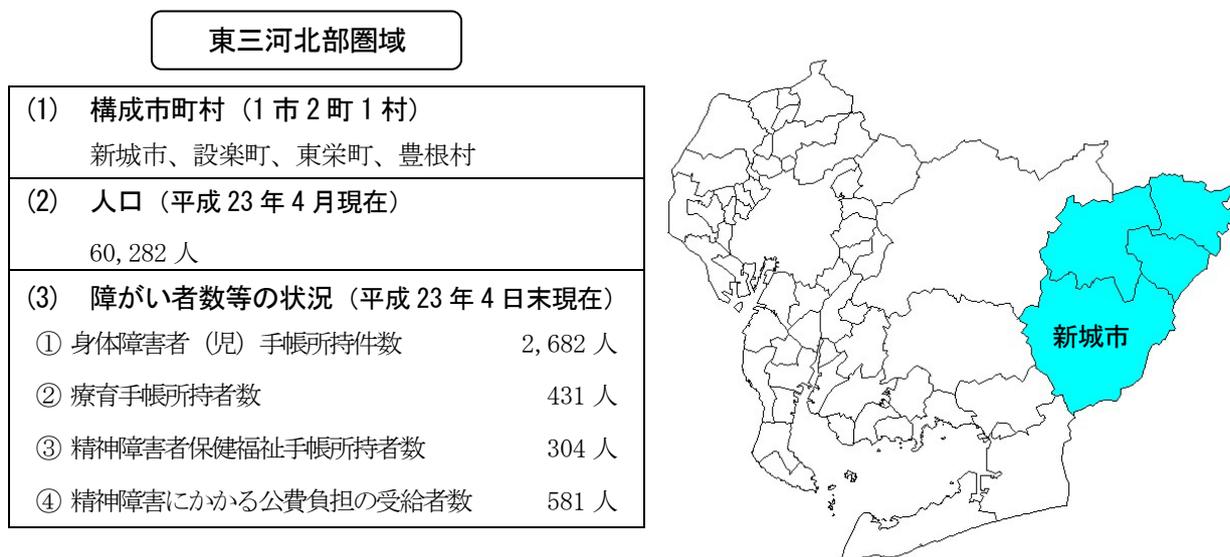
就労継続支援は、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与することを目的としています。同事業所の形態にはA型、B型の2種類があります。

- ・就労継続支援（A型）事業 「A型」は障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金が保障されます。
- ・就労継続支援（B型）事業 「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”です。

3. 圏域単位での基盤整備

- 基盤整備（サービス提供事業所等の整備）については、愛知県と市町村が協働して進めていくことが必要です。
- そこで、障害福祉圏域単位（本市は東三河北部圏域）で、入所（入院）・通所・居宅など、平成26年度において必要となるサービス基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。
- 今後も圏域会議において、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行い、引き続き、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、県と市町村が協働してサービスの基盤整備を進めていきます。

図表4 圏域の概況



4. 地域自立支援協議会を活かした支援体制の構築

障がいのある人たちが地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、相談支援をはじめ地域課題を共有し、解決への検討を図る地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築し、支援体制の充実に努めます。

(1) 地域自立支援協議会による支援体制の整備

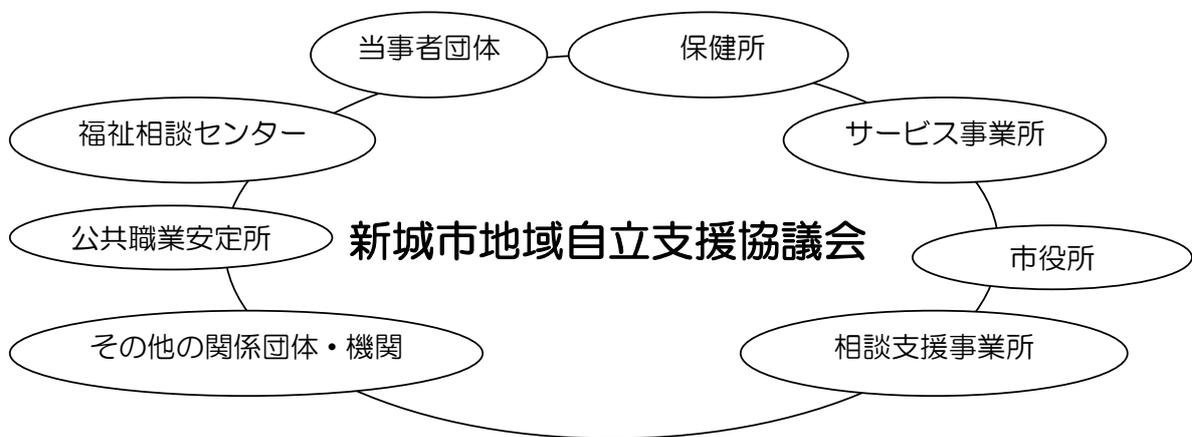
障がいのある人が地域で生活をしていけるよう、地域自立支援協議会を個別支援会議や地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置づけ、より効果的に運営します。

(2) 障がいのある人たちの権利擁護

相談支援事業所が行う個別支援会議や、地域自立支援協議会を活用して、ケースを検討するとともに、地域の関係機関とのネットワーク体制を構築し、連携しながら、障がいのある人たちの権利擁護の推進に努めます。

また、虐待については、障害者虐待防止法に基づく通報義務があることを市民に周知し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

図表 5 地域自立支援協議会による地域課題の共有・解決体制



(主な役割)

- 暮らしにくさの改善
 - ・相談支援で記録された「地域の課題」の検討
 - ・個別ケースの検討
- 尊厳のある安心した暮らしの支援＝権利擁護
 - ・成年後見制度、日常生活自立支援事業等の周知と活用
 - ・ネットワークの構築による、虐待等の早期発見・早期対応

第2章 本市の概況

第2章 本市の概況

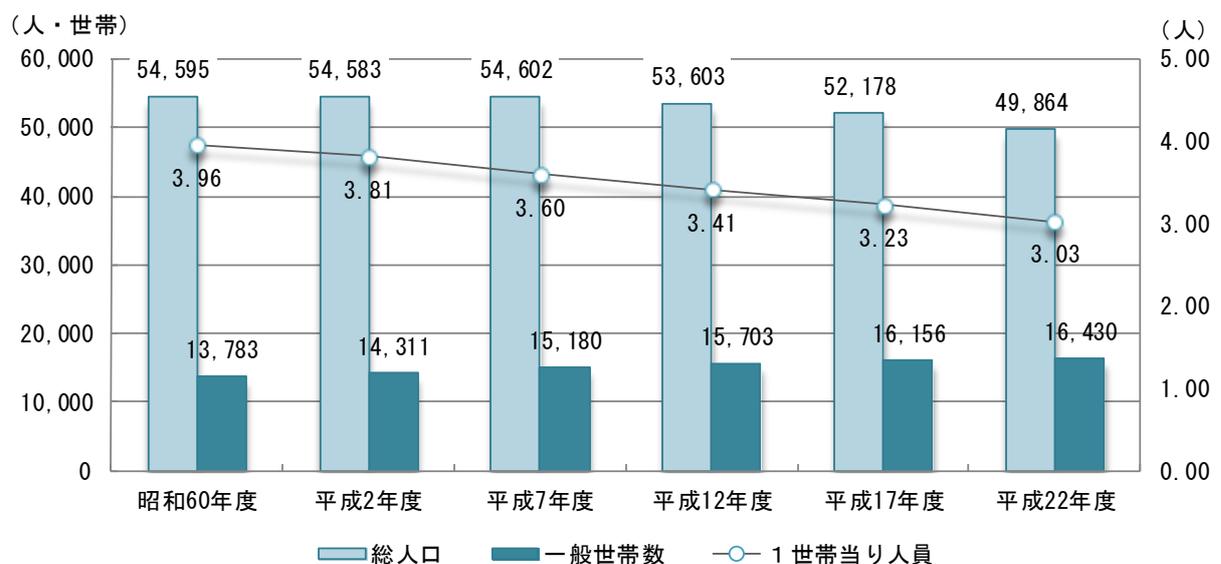
第1節 本市の概況

1. 人口と世帯の推移

国勢調査による本市（平成12年までは旧3市町村合計）の人口推移をみると、平成7年をピークに人口は減少傾向にあり、平成22年度では49,864人となっています。

一方、世帯数は一貫して増加し、平成22年度は16,430世帯にのぼり、1世帯あたり人員は3.03人と昭和60年当時（3.96人）を大きく下回り、世帯の小規模化が進行していることがうかがわれます。

図表6 本市の人口と世帯の推移



(単位：人・世帯・%)

区分	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
総人口	54,595	54,583	54,602	53,603	52,178	49,864
一般世帯数	13,783	14,311	15,180	15,703	16,156	16,430
1世帯あたり人員	3.96	3.81	3.60	3.41	3.23	3.03

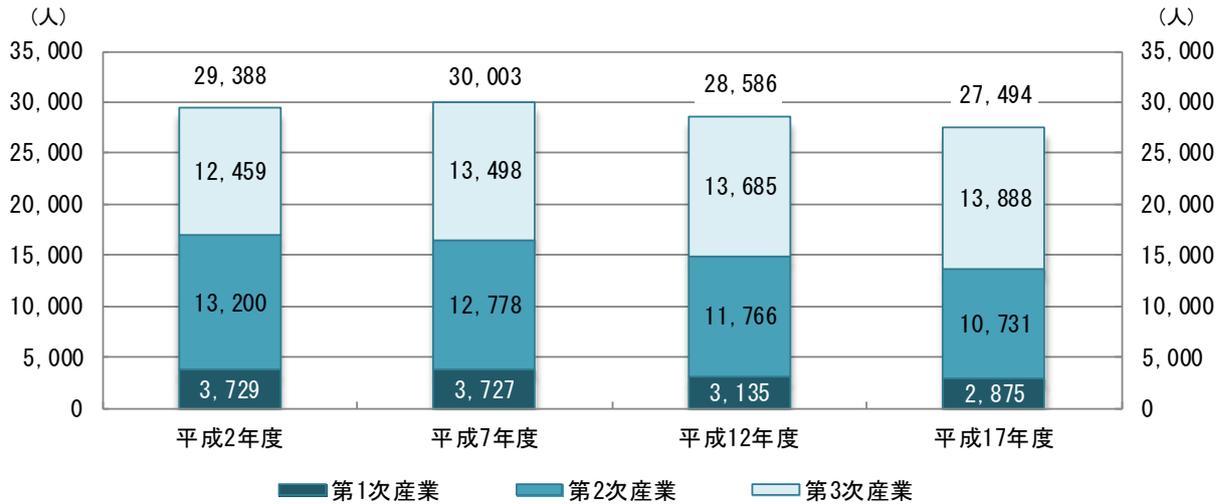
資料：各年国勢調査（平成12年までは旧3市町村合計）

2. 産業構造

人口の減少に伴い、就業者数も減少し、産業別では第1次、第2次産業は減少、第3次産業の就業者が増加しています。

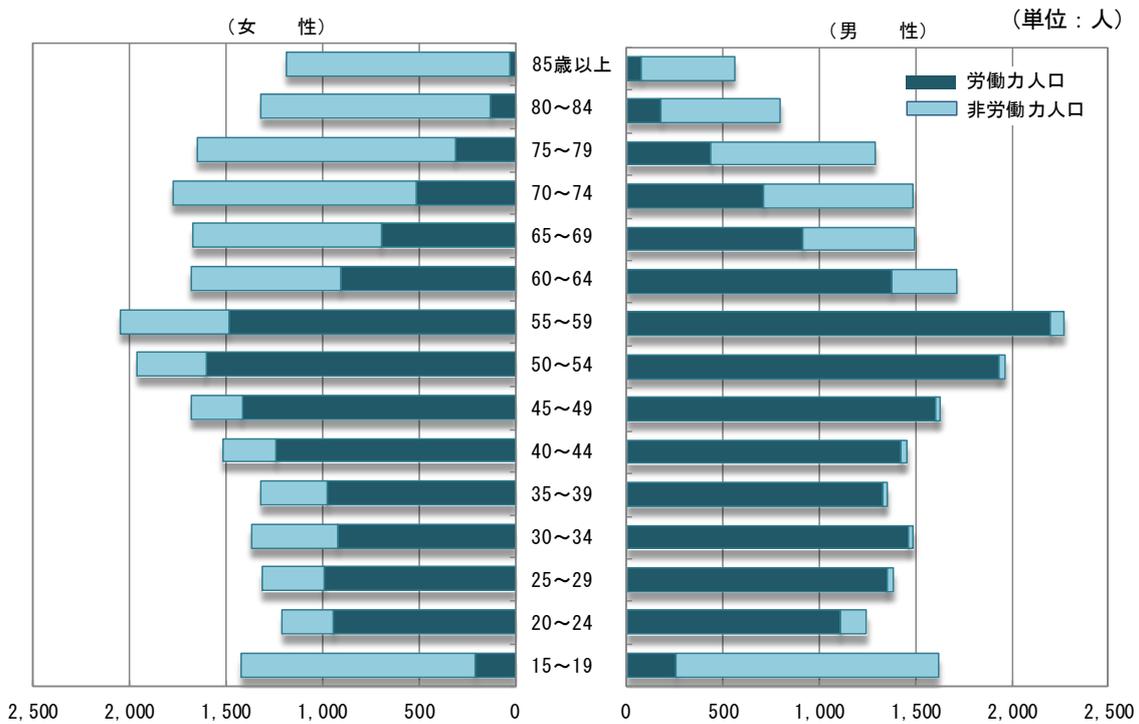
また、男女別・年齢別に労働力率をみると、40～50代前半で80%、50代後半で70%を超える人が就労し、60代でも40～50%が就労しています。

図表 7 本市の産業分類別就業者の推移



資料：各年国勢調査（平成12年までは旧3市町村合計）

図表 8 本市の年齢別労働力率



資料：国勢調査（平成17年）

第2節 障がいのある人の概況

1. 身体障がい者（児）

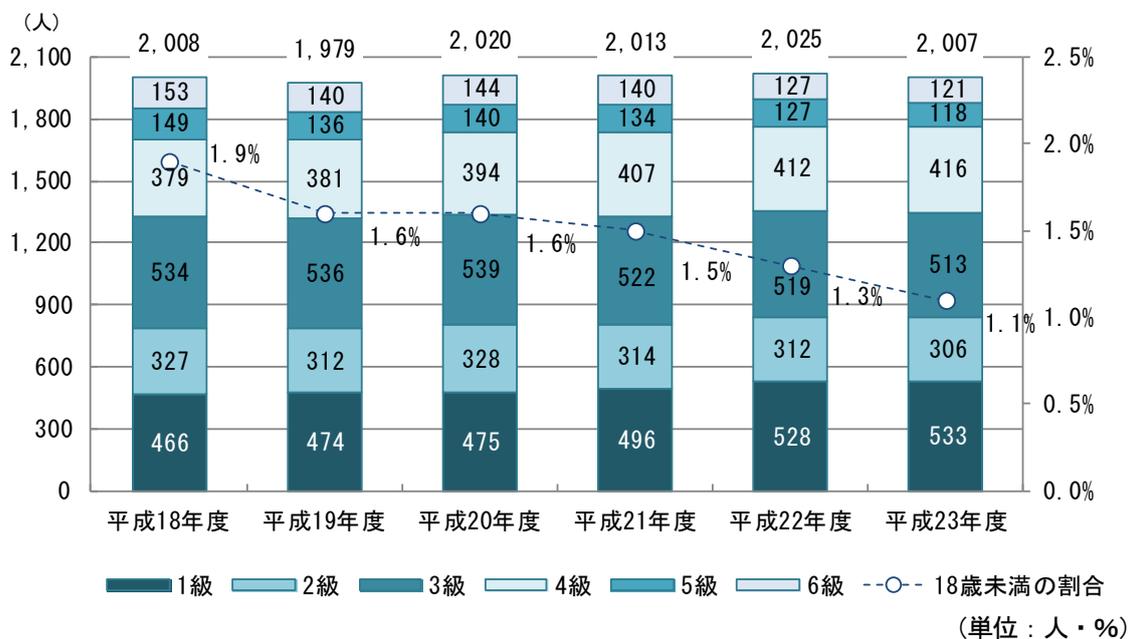
(1) 身体障害者手帳所持者の推移

平成18年度以降、*身体障害者手帳所持者数は2千人前後で推移しており、平成23年度では2,007人となっています。

手帳の等級分布をみると、3級、4級の中度障がい者が約46%と最も多く、1級、2級の重度障がい者が、約42%を占めています。

年齢別では、18歳未満は全体の1.1%となっています。

図表9 身体障害者手帳所持者の推移



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	2,008	1,979	2,020	2,013	2,025	2,007
1級	466	474	475	496	528	533
2級	327	312	328	314	312	306
3級	534	536	539	522	519	513
4級	379	381	394	407	412	416
5級	149	136	140	134	127	118
6級	153	140	144	140	127	121
18歳未満の人数	38	31	32	30	26	22
18歳未満の割合 (%)	1.9	1.6	1.6	1.5	1.3	1.1

資料：平成23年4月1日 福祉課

* 身体障害者手帳：

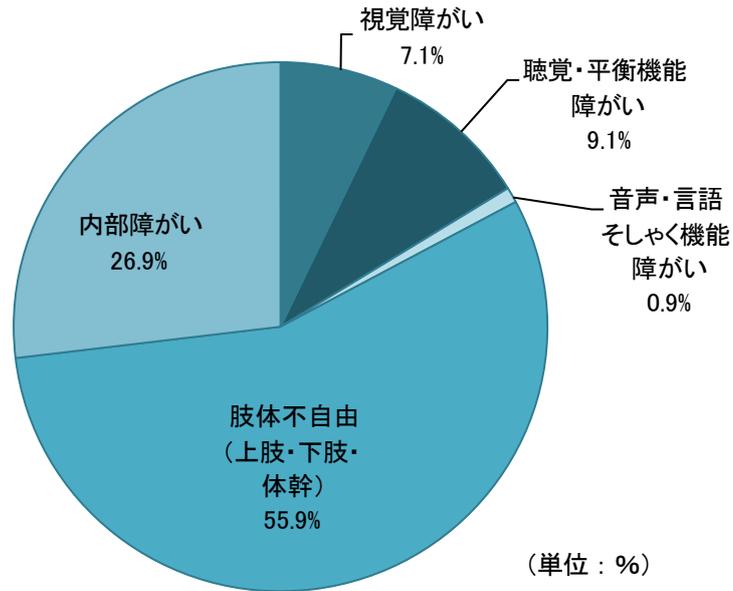
身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。

(2) 障がい別の状況

障がい別では、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が55.9%と最も多く、内部障がい
26.9%で続いています。

このほか、聴覚・平衡機能障がい
9.1%、視覚障がい
7.1%、音声・言語そしゃく機能障がい
0.9%となっています。

図表 10 障がい別身体障害者手帳所持者数



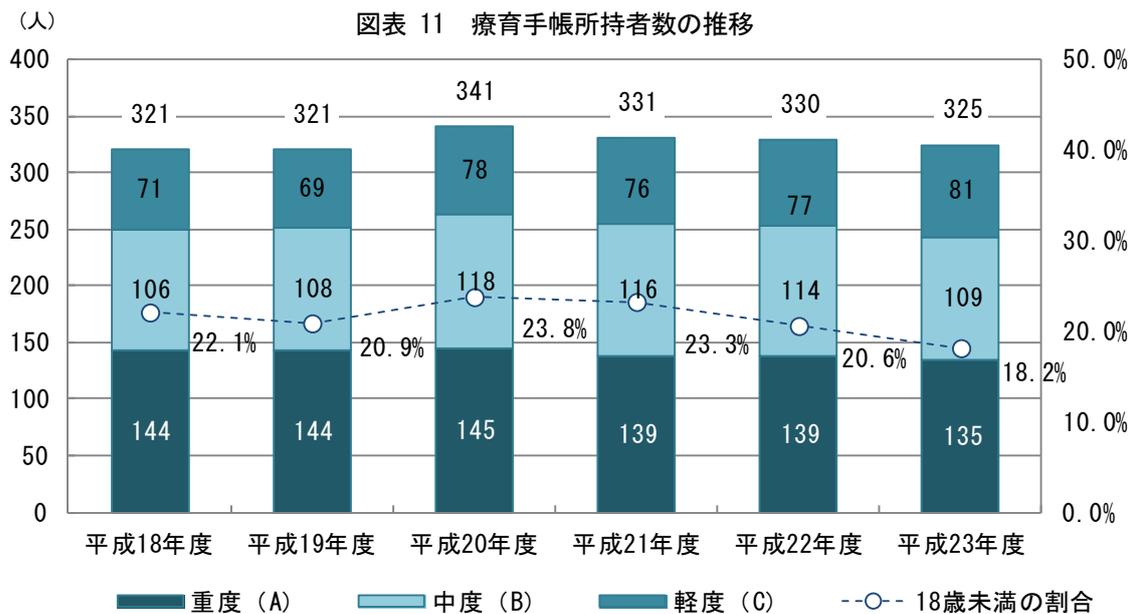
資料：平成23年4月1日 福祉課

2. 知的障がい者（児）

（1）療育手帳所持者の推移

＊療育手帳所持者数は、平成20年度以降減少しており、平成23年度では325人となっており、18歳未満の割合は18.2%を占めています。

平成23年度の手帳の判定分布をみると、重度（A）の割合が41.5%と最も多く、中度（B）が33.5%、軽度（C）が24.9%となっています。



(単位：人・%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	321	321	341	331	330	325
重度 (A)	144	144	145	139	139	135
中度 (B)	106	108	118	116	114	109
軽度 (C)	71	69	78	76	77	81
18歳未満の人数	71	67	81	77	68	59
18歳未満の割合 (%)	22.1	20.9	23.8	23.3	20.6	18.2

資料：平成23年4月1日 福祉課

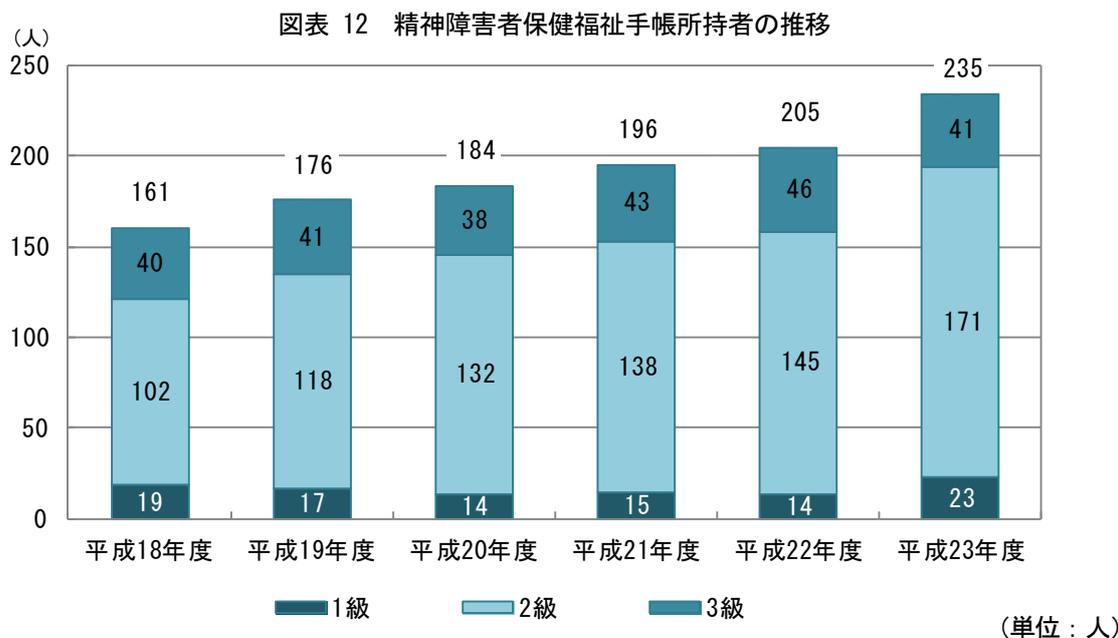
＊療育手帳

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によってA、B、Cに区分されます。

3. 精神障がい者

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成23年度の手帳所持者は、235人にのぼり、等級別では2級が最も多くなっています。



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	161	176	184	196	205	235
重度(1級)	19	17	14	15	14	23
中度(2級)	102	118	132	138	145	171
軽度(3級)	40	41	38	43	46	41

資料：平成23年4月1日 福祉課

(2) 精神医療通院者対象者の推移

精神通院医療対象者は、平成18年度以降、増減はありますが、概ね増加傾向にあり、平成23年度の対象者数は、471人となっています。

図表 13 精神医療通院者対象者の推移

(単位: 人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
精神通院医療対象者	383	373	396	382	427	471

資料：平成23年4月1日 福祉課

※精神障害者保健福祉手帳：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

第3章 計画の進捗状況

第3章 計画の進捗状況

第1節 サービスの利用状況

平成20年～平成22年度の利用状況をもとに、第2期の計画進捗状況を把握します。

1. 訪問系サービス

(1) 利用者数

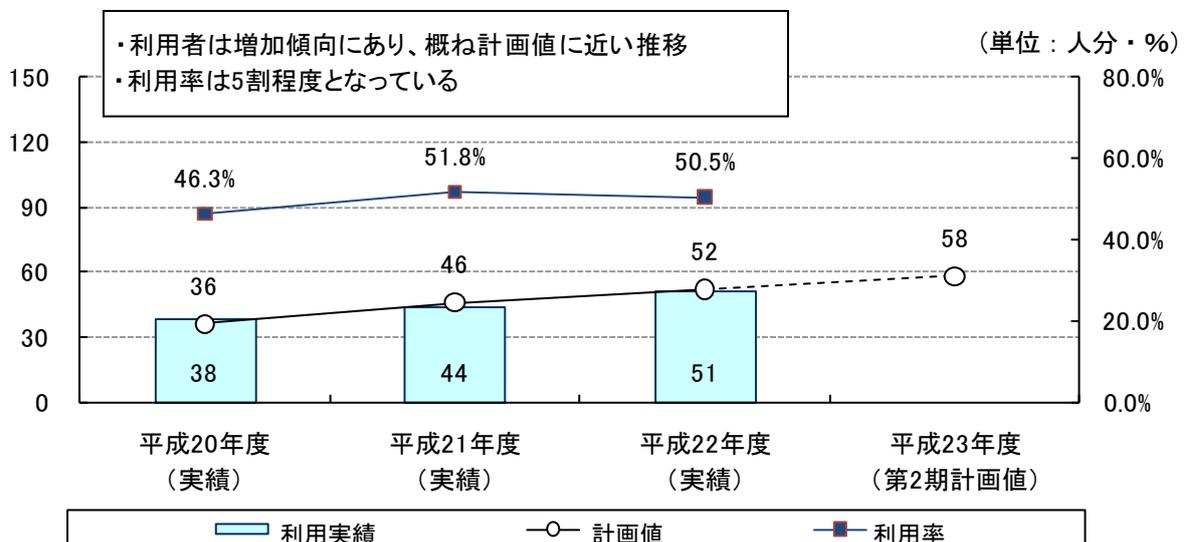
利用者数の実績は増加傾向にあり、概ね計画値に近い利用量で推移しています。
 なお、支給決定者に対する利用者の割合（利用率）は5割程度で推移しています。

図表 14 利用者数の推移

(単位：人分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援		38	44	51	58	52	98.1%
計画値		36	46	52			
支給決定者数		82	85	101			
利用率		46.3%	51.8%	50.5%			

資料：福祉課



(2) 利用時間数

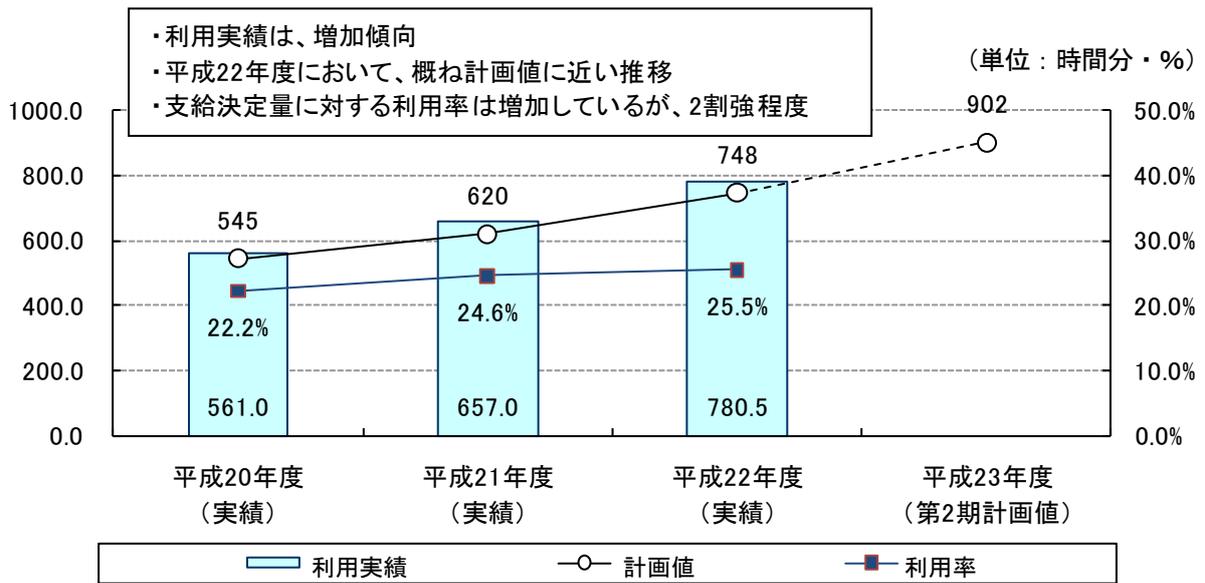
利用時間数の実績は増加傾向にあり、概ね計画値に近い利用量で推移しています。
 一方で、実際の支給決定量に対する利用量(利用率)は、2割強程度で推移しており、
 必要なサービス量と提供できる基盤が不足していることが考えられます。

図表 15 利用時間数の推移

(単位：時間分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援		561.0	657.0	780.5	902.0	748.0	104.3%
計画値		545.0	620.0	748.0			
支給決定量		2,523.0	2,676.0	3,063.5			
利用率		22.2%	24.6%	25.5%			

資料：福祉課



2. 日中活動系サービス

(1) 利用者数

利用者数の実績では、各サービスともに年々利用者数が増加しており、概ね計画値に近い推移をしています。

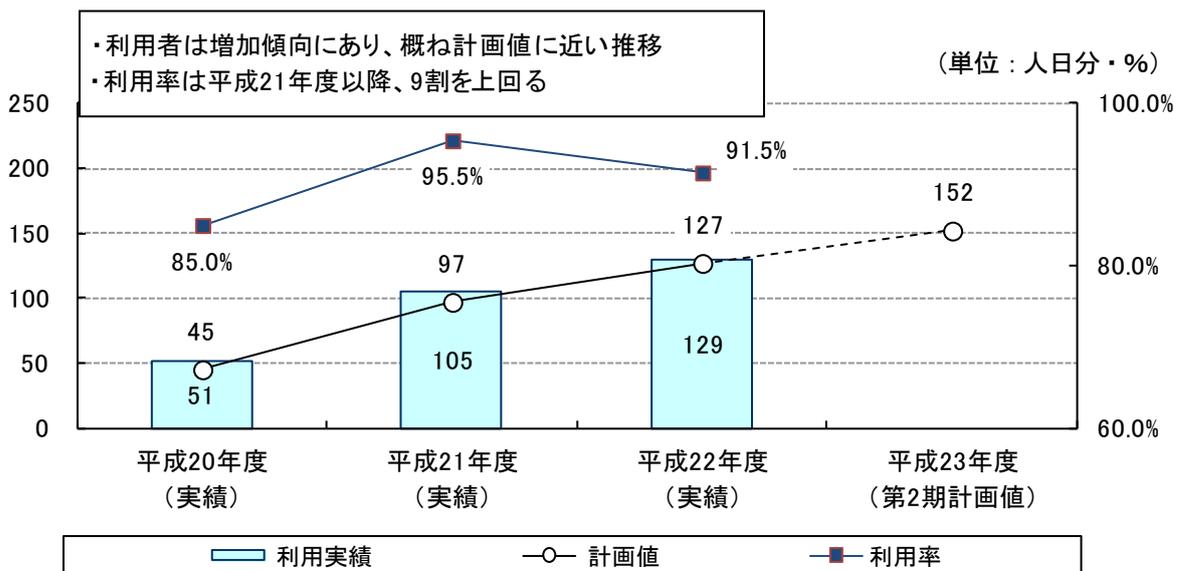
また、支給決定者に対する利用率から、支給決定者の概ね9割が利用していることがわかります。

図表 16 利用者数の推移

(単位：人分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
生活介護		30	56	58	72	127	101.6%
自立訓練（機能訓練）		1	0	0	1		
自立訓練（生活訓練）		0	0	1	3		
就労移行支援		19	28	30	29		
就労継続支援（A型）		0	2	11	10		
就労継続支援（B型）		1	19	29	37		
計		51	105	129	152		
計画値		45	97	127			
支給決定者数		60	110	141			
利用率		85.0%	95.5%	91.5%			

資料：福祉課



(2) 利用日数

利用実績は、各サービスともに増加傾向にあり、概ね計画値に近い利用量で推移しています。

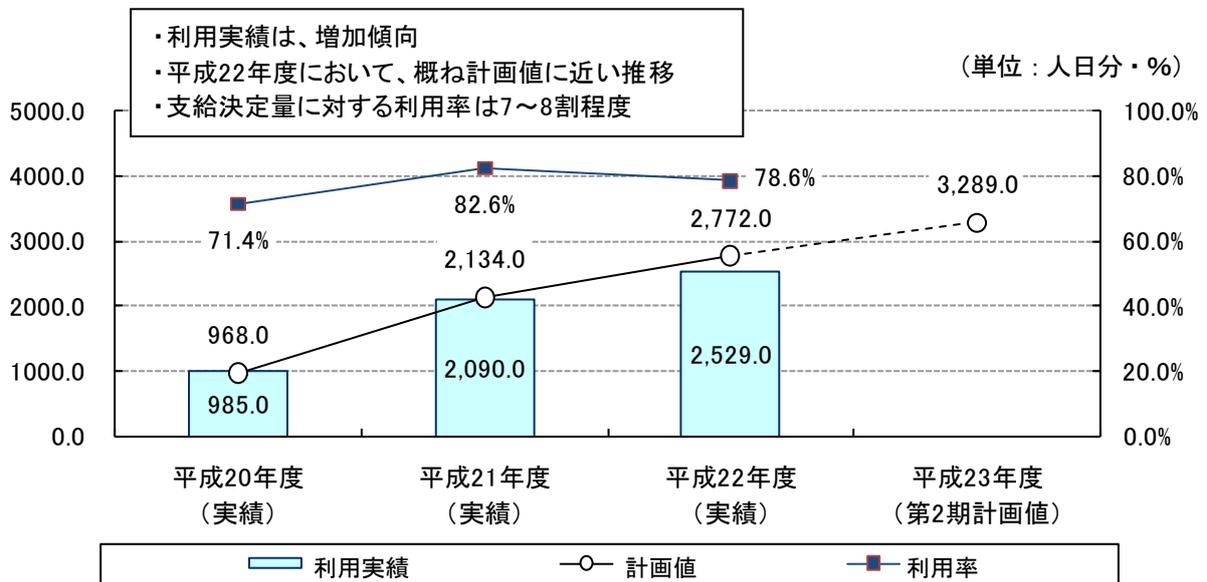
また、実際の支給決定量に対する利用率は、7～8割程度となっており、計画期間においては、概ね必要なサービス量と提供できる基盤が確保されていると考えられます。

図表 17 利用日数の推移

(単位：人日分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
生活介護		576.0	1,158.0	1,220.0	1,584.0	2,772.0	91.2%
自立訓練（機能訓練）		21.0	0.0	0.0	22.0		
自立訓練（生活訓練）		0.0	0.0	15.0	33.0		
就労移行支援		382.0	578.0	588.0	627.0		
就労継続支援（A型）		0.0	33.0	222.0	220.0		
就労継続支援（B型）		6.0	321.0	484.0	803.0		
計		985.0	2090.0	2,529.0	3,289.0		
計画値		968	2,134	2,772			
支給決定量		1,380.0	2,530.0	3,216.0			
利用率		71.4%	82.6%	78.6%			

資料：福祉課



資料：福祉課

3. 児童デイサービス

(1) 利用者数

利用者数の実績は、平成21年度以降、計画値を下回り、減少傾向にあります。

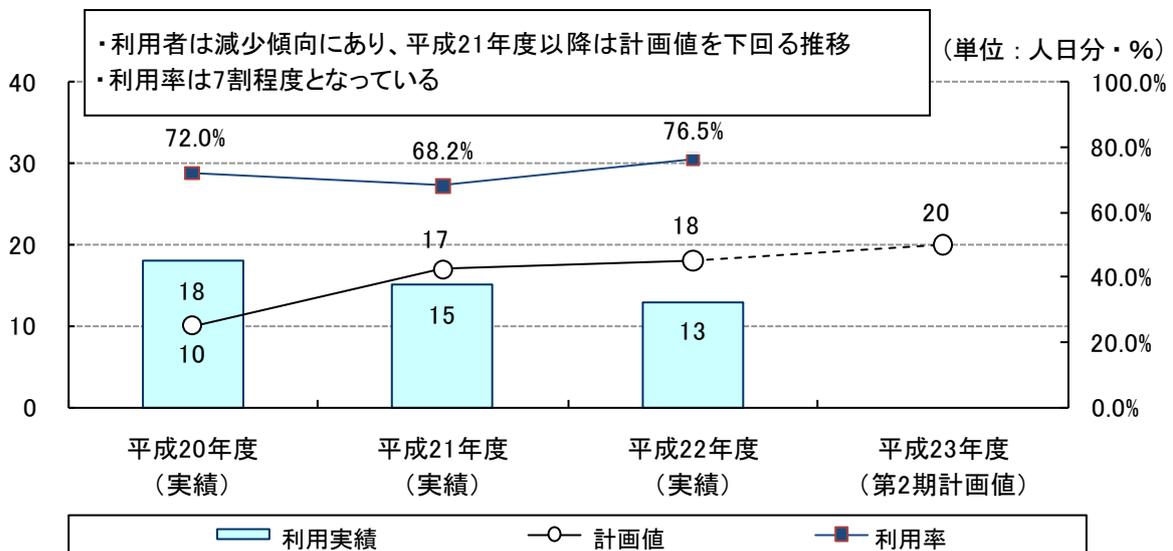
児童デイサービスについては、支給決定者が減少する一方で、利用率は概ね7割と一定を保っていることから、期間における見込みよりも利用ニーズが少ないことがうかがえます。

図表 18 利用者数の推移

(単位：人日分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
児童デイサービス		18	15	13	20	18	72.2%
計画値		10	17	18			
支給決定者数		25	22	17			
利用率		72.0%	68.2%	76.5%			

資料：福祉課



(2) 利用日数

利用実績は、平成20年度以降、減少傾向にあり、実際の支給決定量に対する利用率についても、平成20年度の3割から減少し、平成22年度実績では、2割を下回っています。

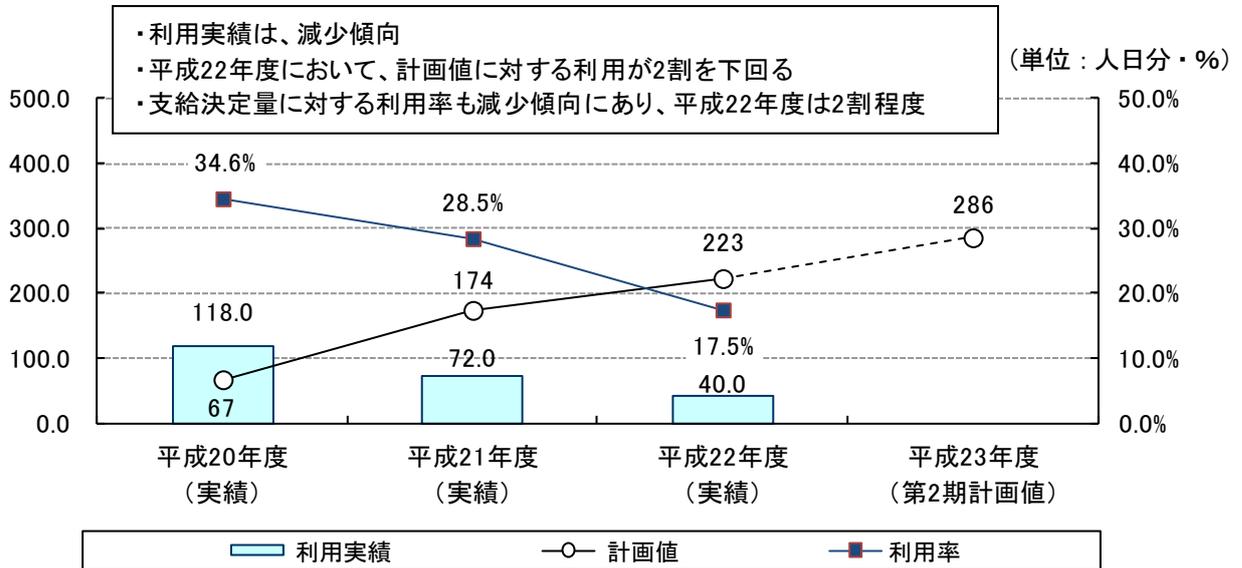
前項の利用者数の結果から、計画期間においては、利用者の利用率に大きな変動はないものの、利用日数は大幅に減少していることから、新たな計画においては、利用者の状況やニーズを把握し、必要なサービス量を確保することが求められます。

図表 19 利用日数の推移

(単位：人日分)

項目	年度	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成22年度 計画値	比較
児童デイサービス		118.0	72.0	40.0	286.0	223.0	17.9%
計画値		67.0	174.0	223.0			
支給決定量		341.0	253.0	229.0			
利用率		34.6%	28.5%	17.5%			

資料：福祉課



4. 短期入所

(1) 利用者数

利用者数は各年で増減がみられ、一定ではないですが、期間の平均利用者数は16.3人、平成22年度の利用量は、計画値を上回る利用がみられます。

また、支給決定者に対する利用率は、1～2割程度で推移しています。

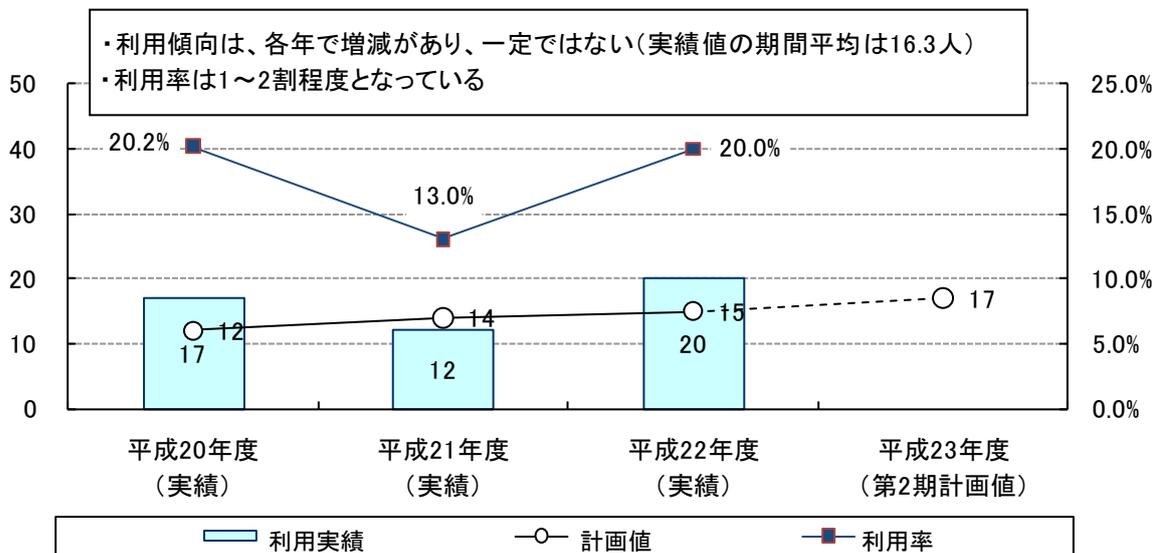
図表 20 利用者数の推移

(単位：人日分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
短期入所		17	12	20	17	15	133.3%
計画値		12	14	15			
支給決定者数		84	92	100			
利用率		20.2%	13.0%	20.0%			

資料：福祉課

(単位：人日分・%)



資料：福祉課

(2) 利用日数

利用実績は、利用者数と同様に、各年で増減がみられ、平成22年度の利用量は、計画値を上回る利用がみられます。

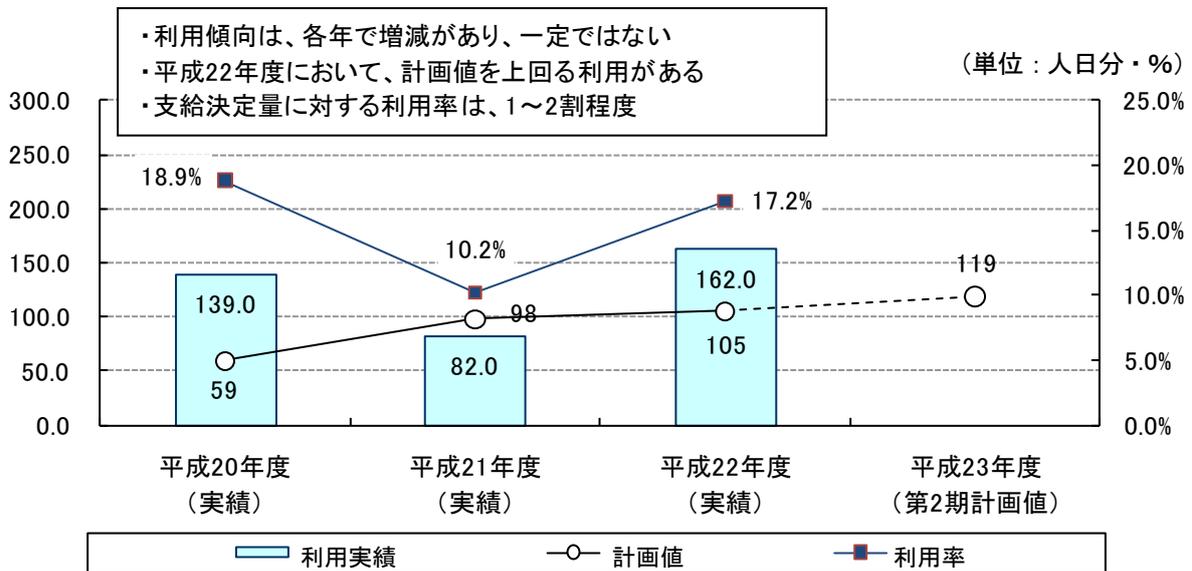
短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際の※レスパイトとしての機能も有していることから、計画期間においても必要と思われる一定量を検討するとともに、確保に努めていくことが望まれます。

図表 21 利用日数の推移

(単位：人日分)

項目	年度	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成22年度 計画値	比較
短期入所		139.0	82.0	162.0	119.0	105.0	154.3%
計画値		59.0	98.0	105.0			
支給決定量		737.0	803.0	940.0			
利用率		18.9%	10.2%	17.2%			

資料：福祉課



資料：福祉課

※ レスパイト：

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

5. 居住系サービス

(1) グループホーム・ケアホーム

グループホーム・ケアホームについては、概ね計画どおり推移しています。

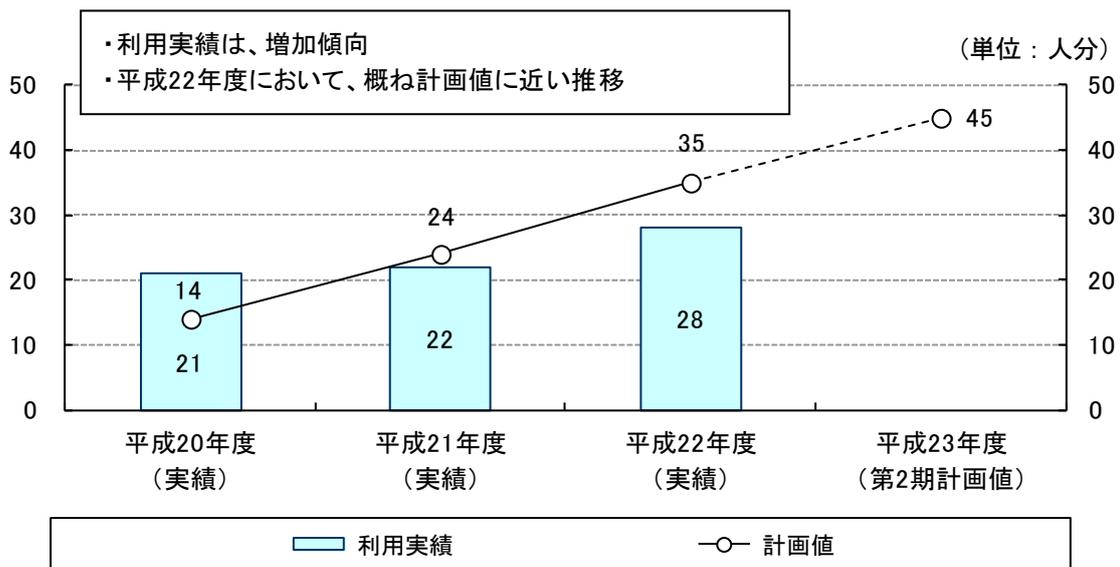
今後も地域移行等の動向を踏まえながら、必要な居住の場として確保していくことが重要です。

図表 22 利用者数の推移

(単位：人分)

項目 \ 年度	平成20年度 (実績値)	平成21年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (計画値)	計画値との比較	
					平成22年度 計画値	比較
グループホーム ケアホーム	21	22	28	45	35	80.0%
計画値	14	24	35			

資料：福祉課



資料：福祉課

(2) 施設入所支援

施設入所支援についても、概ね計画どおり推移しています。

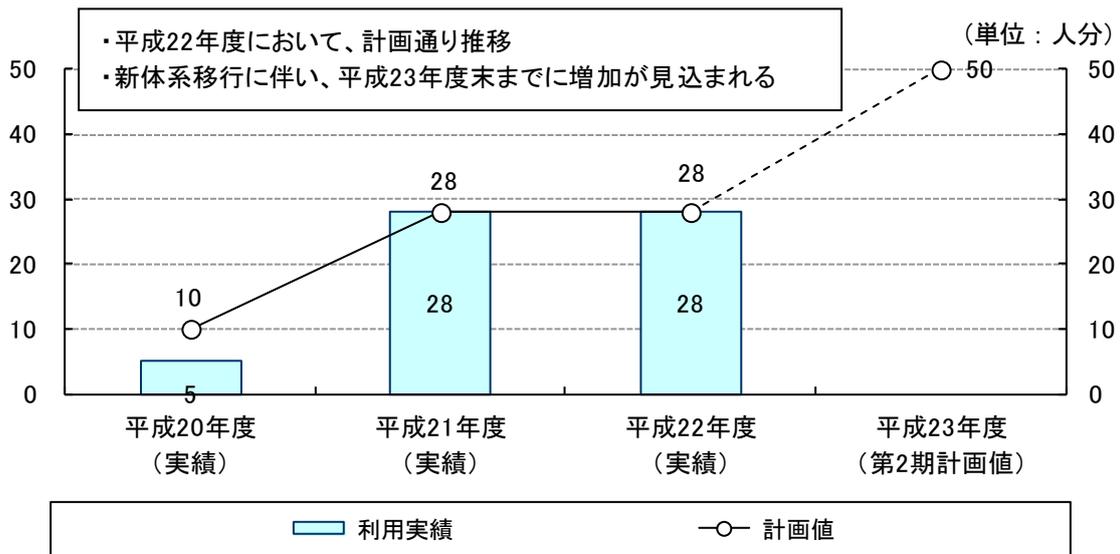
今後は、平成23年度の新体系への移行もあり、利用者数は増加することが想定されます。

図表 23 利用者数の推移

(単位：人分)

項目	年度	平成 20年度 (実績値)	平成 21年度 (実績値)	平成 22年度 (実績値)	平成 23年度 (計画値)	計画値との比較	
						平成 22年度 計画値	比較
施設入所支援		5	28	28	50	28	100.0%
計画値		10	28	28			

資料：福祉課



資料：福祉課

第4章 種類ごとの必要な量の見込み 及びその確保のための方策

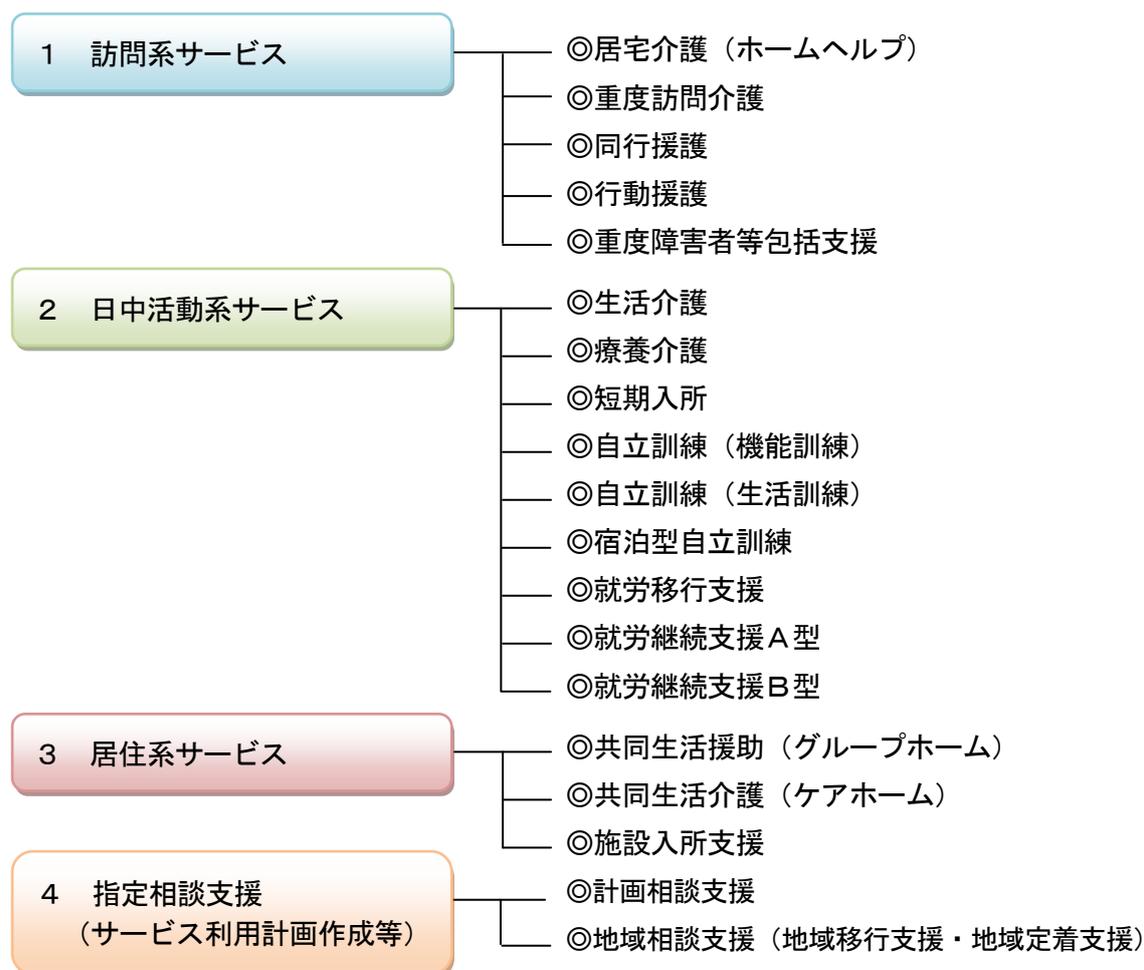
第4章 種類ごとの必要な量の見込み 及びその確保のための方策

第1節 提供するサービスについて

本市は、平成26年度の目標値の実現と障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供にむけて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住サービス」、「指定相談支援（サービス利用計画作成）」の4つに分けることができます。

図表 24 サービス体系



※ 児童デイサービスについては、今後児童福祉法によるサービスとして再編されることとなるため、本計画では参考値として見込み量を掲載します。

1. 障害福祉サービス等の概要

(1) 障害福祉サービス

図表 25 障害福祉サービスの概要

種別	事業項目	事業内容
1 訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
2 日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がいや有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいや有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用しているものであって、地域移行にむけて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力の維持・向上等のための訓練その他の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
3 居住系	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

種別	事業項目	事業内容
4 相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
	地域相談支援	○地域移行支援 障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。 ○地域定着支援 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害福祉サービスとは別に、市町村でその地域や利用者の実情に応じて実施する事業です。

今後も利用者ニーズの把握に努め、より一人ひとりの地域生活支援につながるように既存の地域生活支援事業の見直しと、新たな事業の実施を検討するなど、必要なサービス提供に努めていきます。

なお、本市で実施する地域生活支援事業の概要は、次のとおりです。

図表 26 本市で実施する地域生活支援事業の概要

種別	事業項目	事業内容
必須事業	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、*成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

* 成年後見制度：

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

種別	事業項目	事業内容
その他の事業	訪問入浴サービス事業	身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給する事業です。
	知的障害者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者などに、一定期間知的障がい者を預け、生活指導や技能習得訓練などを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
	自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成する事業です。
	福祉ホーム	居住を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の施設を利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

2. サービス提供体制の確保にむけた視点

指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、第1期において定めた「関係機関・団体の連携」、「サービス・事業の連携」、「市民・民間事業者と行政の協働」という3つの視点を継承し、引き続き、提供体制の確保に努めます。

図表 27 サービス提供体制の確保に関する3つの視点

関係機関・団体の連携

地域の関係機関・団体それぞれがもっているノウハウを結集し、地域生活移行や就労支援といった課題に対応していけるような体制の確保が求められます。

サービス・事業の連携

相談支援事業などを通じて、障害福祉サービスと地域生活支援事業の連携のみならず、保健、医療、教育、雇用、生活環境にかかわるサービス・事業を組み合わせ提供される体制の確保が求められます。

市民・民間事業者と行政の協働

地域生活移行や就労支援といった課題への対応にあたっては、広く市民の理解や参加が不可欠です。また、障害者自立支援法により、従来の社会福祉法人などに加えて、NPO 法人、企業などが障害福祉サービスへの参入に関して規制が緩和されたため、多様なサービス事業者の参入を促しながら、必要な提供体制の確保が求められます。

第2節 障害福祉サービス・相談支援

自立支援給付によって行われる、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の障害福祉サービス及び相談支援について、計画期間（平成24～26年度）における事業量の見込みの考え方、見込み量、確保策は、それぞれ次のとおりです。

1. 訪問系サービス

(1) 現状と課題

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、本市における利用ニーズは年々高まっており、利用者数が伸びています。しかし、支給決定者に対する利用者の割合（利用率）は5割程度で推移していることから、潜在的なニーズは高く、引き続き、十分な提供量の確保が望まれます。

一方で、各サービス事業所におけるヘルパーの不足を補完する体制を検討するとともに、ヘルパーを担う人材確保が求められます。

また、利用者とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズが求められ、利用者本位のサービス提供の実現にむけた質の確保も引き続き重要となります。

(2) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推計方法：[利用者数]×[平均利用時間数] ○ 利用者数・平均利用時間数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21・22年度の各サービス利用状況より推計。 ・利用者数については、年々7人増加するものとして算出。 ・推計利用者の利用時間を1人あたり15.0時間/月として推計

(3) 計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量と利用者数）

事業名	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	市内事業所数
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	供給量	960時間分	1,065時間分	1,170時間分	5
	利用者数	64人	71人	78人	

※「時間分」＝「月間の利用者数」×「一人1ヶ月あたりの平均利用時間数」

(4) 事業量の確保策

在宅の障がい者への地域生活を支援するために、圏域内市町村と連携しながら利用者ニーズの把握に努めます。

また、サービス事業所が横の連携を強め、質の高いサービスが提供できるよう、障がい特性を理解できるヘルパーの育成とともに、ヘルパーの人材バンクのような事業所間におけるヘルパーの不足を補完する体制を検討する等、計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保に努めます。

- 圏域内市町村と連携した利用者ニーズの把握
- 質の高いサービスの確保
- 計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保、事業所間における人材の連携、補完体制の検討

2. 日中活動系サービス

(1) 現状と課題

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練や介助のほか、在宅での介護者のレスパイトなどに対応するなど、地域での居場所として重要な拠点となっています。

また、日中一時の弾力的な運用が可能になったことにより、レスパイト的な利用だけでなく、サービスの体験的利用ができるようになり、利用者にとっても自己選択のできるサービスとなっています。

一方、福祉施設から一般就労への移行数は、平成22年度実績で年間8人となっており、今後も継続的な就労移行にむけたサービス提供体制の確保が望まれます。

◎ サービス提供体制について

本市においては、生活介護、就労移行支援のサービスは整備されていますが、自立訓練(生活訓練)等のサービスについては、市内及び圏域におけるニーズを把握しながら、引き続き検討していく必要があります。

また、短期入所については現在市内に1か所開設され、現状では利用実績が一定ではないものの、利用者や介護者にとって、緊急時の対応や安心確保につながっています。

そのほか、自立訓練(生活訓練)や就労継続支援(A型)、療養介護については、市内及び圏域におけるニーズを把握しながら、計画的な整備の検討を図る必要があります。

(参考) 児童デイサービスについて

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた児童デイサービスは、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障害児通所支援として実施されることとなります。

こうした制度改正に伴い、本市では、障がいのある児童への居場所づくり、さらなる支援の充実にむけて、次のような支援体制について事業所とともに検討を進めます。

- 児童発達支援センターの設置
- 保育所等訪問支援の実施
- 放課後等児童デイサービスの新設

(2) 事業量の見込みの考え方

各サービスの利用者数についての考え方は以下のとおりです。

事業名	考え方
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年～平成22年にかけての増加をもとに、引き続き増加するものとし、1人当たりの利用日数については、これまでと同様に22日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 22日
自立訓練（機能訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期計画期間において、利用実績はないものの、計画期間中に1人の利用を見込み、1人当たりの利用日数については、これまでと同様に22日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 22日
自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用人数は過去の実績から、平成22年度に1人利用があり、1人あたりの利用日数は、平22年の利用が15日/月となっている。 ○ 計画期間中に1人の利用を見込み、1人当たりの利用日数については、22日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 22日
宿泊型自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間中に1人の利用を見込み、1人当たりの利用日数については、30日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 30日
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用人数、利用日数ともに過去の実績から増加しており、1人あたりの利用日数は、平均で約20日/月となっている。 ○ 計画期間中の利用者数の増加を見込み、1人当たりの利用日数については、22日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 22日
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用人数、利用日数ともに過去の実績から増加しており、1人あたりの利用日数は、平均で約18日/月となっている。 ○ 計画期間中の利用者数の増加を見込み、1人当たりの利用日数については、22日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 22日
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用人数、利用日数ともに過去の実績から増加しており、1人あたりの利用日数は、平均で約17日/月となっている。 ○ 計画期間中の利用者数の増加を見込み、1人当たりの利用日数については、22日として利用者数に乗じて見込んだ。 (見込み量：人日分) = (推計利用者数) × 22日

事業名	考え方
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内施設（実績値）による推計では、1人あたりの利用日数は、平均2日/月、月平均で10人が利用することが見込まれる。 ○ これに市外施設での利用見込みを加え、全体の利用見込みとした。 （市外施設 1人あたりの利用日数：7日/月、利用人数：H24 16人、H25 18人、H26 20人） （見込み量：人日）＝（市内施設：20人日）＋（各年度の市外施設利用人日分：（例：H24 16人×7日））
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点において1名の利用があり、法改正に伴い18歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となるため、対象者5人を含め6人分を見込む。
（参考） 児童デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間においては月ごとに15～17人、利用者当たりの平均日数を6日として推計した。 （見込み量：人日分）＝（利用者数の見込み）×（1人あたりの利用日数）

※「人日分」＝「月間の利用者数」×「一人1ヶ月あたりの平均利用日数」

（3）計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量と利用者数）

事業名	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	市内事業所数
生活介護	供給量	1,980人日	1,980人日	2,024人日	3
	利用者数	90人	90人	92人	
自立訓練（機能訓練）	供給量	22人日	22人日	22人日	—
	利用者数	1人	1人	1人	
自立訓練（生活訓練）	供給量	22人日	22人日	22人日	—
	利用者数	1人	1人	1人	
宿泊型自立訓練	供給量	30人日	30人日	30人日	—
	利用者数	1人	1人	1人	
就労移行支援	供給量	352人日	396人日	440人日	2
	利用者数	16人	18人	20人	
就労継続支援（A型）	供給量	440人日	550人日	660人日	2
	利用者数	20人	25人	30人	
就労継続支援（B型）	供給量	1,408人日	1,452人日	1,496人日	4
	利用者数	64人	66人	68人	
短期入所	供給量	132人日	146人日	160人日	1
	利用者数	26人	28人	30人	
療養介護	利用者数	6人	6人	6人	—
【参考】児童発達支援 （児童デイサービス）	供給量	140人日	154人日	175人日	
	利用者数	20人	22人	25人	
【参考】放課後児童デイ	供給量	-人日	-人日	35人日	
	利用者数	-人	-人	5人	

(4) 事業量の確保策

日中活動の場の確保と充実を図るために、サービス実施事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

また、就労移行が実現できるよう、市内及び周辺自治体にある事業所に広く周知するとともに、関係機関や相談支援等と連携した就労相談支援を引き続き実施します。

- 日中活動の場の確保とサービスの質の向上
- 日中一時の弾力的な運用を継続し、自己選択による利用者本位のサービスの実現
- 一般就労の移行実現への関係機関・事業所間の連携、相談機会の充実

3. 居住系サービス

(1) 現状と課題

住まいの確保は、地域での自立した生活をめざすうえで引き続き重要な取り組みであり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、総合的に取り組む必要があります。

特にグループホームやケアホームの利用は、障害年金と工賃のみの収入では、利用が困難というケースもあり、今後は、利用への支援策についても検討が必要です。

◎ サービス提供体制について

利用者と施設の意向を尊重しながら、地域への移行状況や必要に応じたサービスの安定供給のため、サービス量の確保・充実に取り組みます。

また、親の死後や介護者の高齢化・疾病等により、介護する方のいない障がい者の生活の場として、引き続きニーズが高まることが予想されることから、計画的な整備が必要となります。

(2) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
施設入所支援	○ 平成23年6月現在の利用実績(35名)に、旧体系利用者(17名)を加えて計画期間の見込みとした。
グループホーム ケアホーム	○ 平成23年6月現在の利用実績(28名)や新たな整備等を勘案して見込み量を推計。

(3) 計画期間の見込み(ひと月あたりの供給量)

事業名	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	市内 事業所数
施設入所支援	利用者数	49人	48人	46人	—
グループホーム ケアホーム	利用者数	44人	46人	50人	4

(4) 事業量の確保策

既存グループホームについては、老朽化が進んでいる物件もあり、耐震補強等を考えると、住み替えを含め対処方法を検討する必要もあります。

また、精神障がい者の受入体制の確保は、医療との連携が必要不可欠であり、今後の地域移行状況等を踏まえ、医療機関との連携を探りながら、地域生活への移行の場を確保するサービス体制の整備と充実を図ります。

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。

4. 指定相談支援事業

(1) 現状と課題

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、計画期間において、全てのサービス利用者に対して、サービス利用計画を作成します。

長期入院や施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、地域への移行、定着にあたって総合的に取り組むことが重要であるため、相談支援の需要は、今後もますます高まっていくことが予想されることから、関係機関や新城市地域自立支援協議会と連携して、適切な*ケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。

(2) 事業量の見込みの考え方

事業名		考え方
計画相談支援		<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間内にサービス受給者全員の計画相談支援を実施することを前提に、支給決定者の推移状況、近年の受給率をもとに推計を行った。 ○ 推計結果より、計画期間中のサービス受給者がおよそ 250 人（障がい児分含む）であることから、段階的に作成を進める。
地域相談支援	地域移行支援	○ 福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。
	地域定着支援	○ 地域における単身障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受け入れない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

(3) 計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量）

事業名		区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	市内事業所数
計画相談支援		利用者数	34 人	51 人	70 人	5
地域相談支援	地域移行支援	利用者数	1 人	1 人	1 人	
	地域定着支援	利用者数	1 人	1 人	1 人	

* ケアマネジメント：

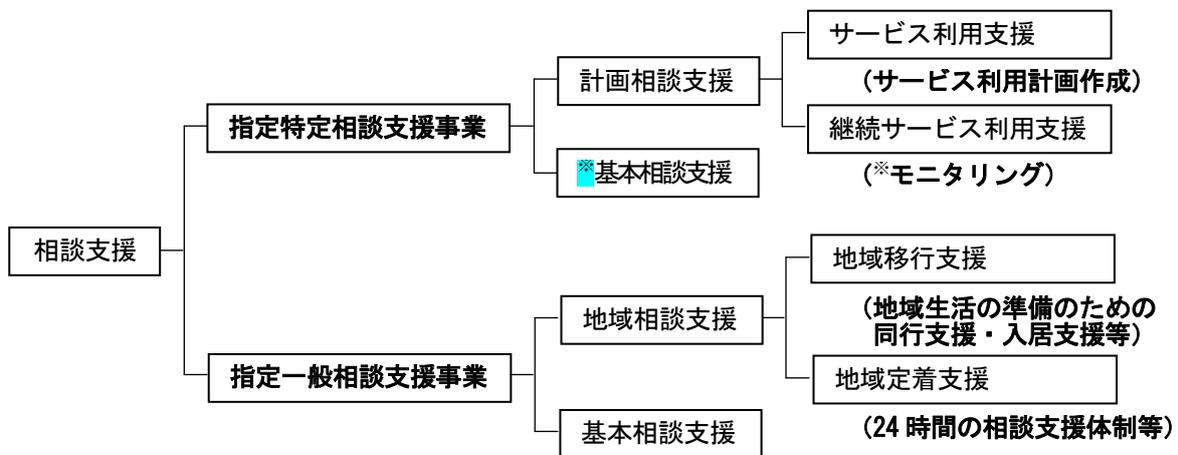
障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことです。

(4) 事業量の確保策

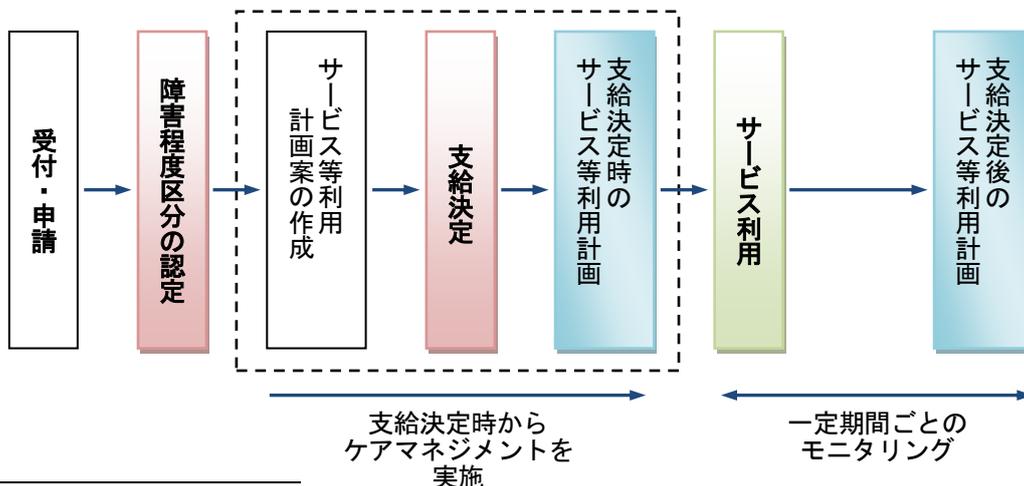
計画期間において、本市の全てのサービス利用者に対して、サービス利用計画が作成されるよう、特定相談支援事業所の適正な配置と必要な相談員数の確保に努めます。

また、障がいのある人の地域生活への移行、定着を支援していくために、*特別支援学校等の卒業者や地域移行予定者、ひとり暮らしの方等、支援対象者の把握に努め、利用啓発を図るとともに、個人の状況に応じて、適切な相談支援が提供できるよう、一般相談支援事業所の適正な配置とともに、地域自立支援協議会、関係機関等が連携し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

図表 28 (参考) 今後の相談支援体系について



図表 29 (参考) サービス利用の流れ



* 特別支援学校：

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

* 基本相談支援：

生活に関することや福祉サービスの利用に関する相談を行う支援です。

* モニタリング：

予め設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を定期的にチェックすることをいいます。ここでは、作成したサービス利用計画による進捗状況を点検することを指しています。また、今後はモニタリングの結果に基づき、必要に応じてサービス利用計画の見直しを行うこととなります。

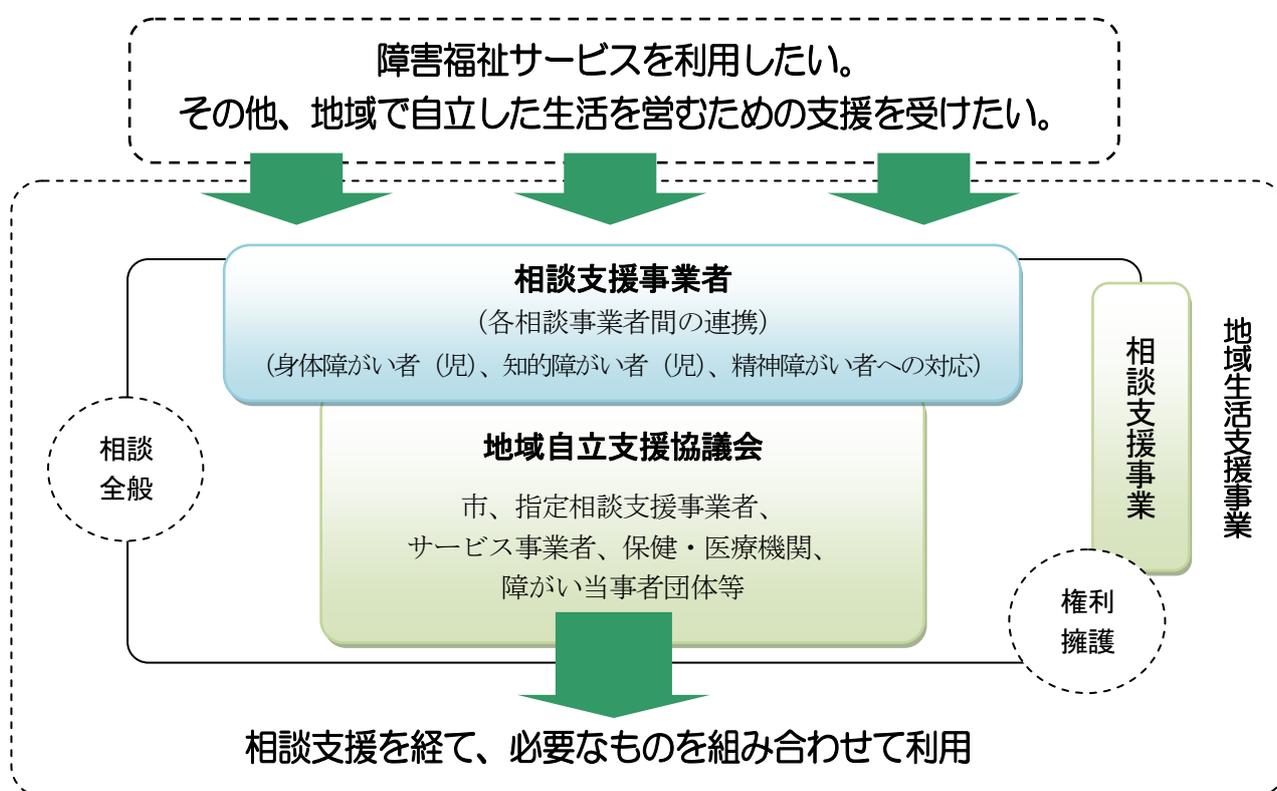
第3節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障がい者や障がい児の保護者等からの相談対応や生活に必要な情報の提供のほか、コミュニケーション支援（手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣）、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。

今後も、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 30 相談支援事業を中心とする障害福祉サービス事業等の提供体制



1. 事業の実施方針

事業名	実施方法	利用者負担
相談支援事業	相談支援事業者と連携して、地域で気軽に相談支援を受けられるような支援体制を整備し、障がい者等からの相談に対応して、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援を行います。 また、相談支援事業の充実と機能の強化を図るために相談支援事業者とともに地域自立支援協議会を運営し、地域の関係機関によるネットワークを構築しながら、地域の課題の解決を図ります。 そのほか、成年後見制度利用支援事業等をニーズにあわせて実施し、障がい者が自立して地域生活へ移行し、安定した生活を維持していくため、支援体制を充実していきます。	なし
コミュニケーション支援事業	聴覚障がいのある人にとっては、手話通訳等は様々な場面で必要となるため、手話通訳の人材を確保し、人材育成機会づくりの検討を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。	なし
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。	定率 1割負担
移動支援事業	個別支援型(利用者1人に対し、ヘルパー1人)に加え、グループ支援(複数の利用者に対し、ヘルパーが1人で対応)の提供を検討します。 また、外出先での現地集合・現地解散を利用要件として認めるほか(介護者が同伴の場合を除く)、介助ヘルパーの運転により現地で介護を実施する場合も利用要件として認めます。	定率 1割負担
地域活動支援センター事業	日中活動の場として、創作的または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。	定率 1割負担
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。	
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度障がい者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。	1,000円/1回
知的障害者職親委託制度	知的障がい者を職親に預け、生活指導及び技術習得訓練を行います。	なし
更生訓練費給付事業	更生訓練が必要な、生活保護者またはそれに準じる人に対して、更生訓練費を支給します。	なし
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障がい者へ日中活動の場を提供します。	定率 1割負担

事業名	実施方法	利用者負担
自動車改造助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障がいをもつ者が、自動車を取得する必要になった場合、改造に必要な経費の一部を補助します。	上限額 10万円
自動車免許取得助成事業	身体に機能障がいをもつ者が就労等に伴い自動車免許を取得する際に、免許証取得に要する経費の一部を補助します。	上限額 10万円
福祉ホーム	居住を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の施設を利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。	

◎ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、市町村または市町村から基幹相談支援センターに係る業務委託を受けた一般相談支援事業者、特定相談支援事業者により設置することができることとなっています。

その役割は地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合相談・専門相談・権利擁護・虐待防止等の業務を地域の実情に応じて実施することとなっています。

平成24年度設置する「障害者虐待防止センター」との関連も含め、当市における基幹相談支援センターの設置について、今後自立支援協議会等において、協議・検討していくこととします。

2. 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

図表 31 地域生活支援事業の見込量

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		実施に関する考え方	
(1) 相談支援事業	実施見込箇所数		実施見込箇所数		実施見込箇所数			
① 相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	3箇所		3箇所		3箇所		基本相談支援事業所数	
イ 地域自立支援協議会	1組織		1組織		1組織			
② 市町村相談支援機能強化事業	有		有		有			
(2) コミュニケーション支援事業	利用見込者数		利用見込者数		利用見込者数			
	9人		9人		9人			
(3) 日常生活用具給付等事業 * 総給付等見込件数	給付等見込件数 1,270件		給付等見込件数 1,332件		給付等見込件数 1,397件			
① 介護・訓練支援用具	2件		2件		2件			
② 自立生活支援用具	5件		5件		5件			
③ 在宅療養等支援用具	16件		16件		16件			
④ 情報・意思疎通支援用具	2件		2件		2件			
⑤ 排泄管理支援用具	1,244件		1,306件		1,371件			
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件			
(4) 移動支援事業	実利用 見込者数	延べ利用 見込時間数	実利用 見込者数	延べ利用 見込時間数	実利用 見込者数	延べ利用 見込時間数		
	85人	6,305 時間	89人	6,620 時間	93人	6,951 時間		
(5) 地域活動支援センター 事業	区分	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	豊川市
〔利用した施設により記載 上段に市内、下段に市外 備考欄に施設の所在地〕	市内	1箇所	20人	1箇所	22人	1箇所	24人	
	市外	4箇所	4人	4箇所	4人	4箇所	4人	
(6) 成年後見制度利用支援事業	1人		1人		1人			
(7) 訪問入浴サービス事業	3箇所	9人	3箇所	9人	3箇所	9人		
(8) 更生訓練費給付事業	一件		一件		一件			
(9) 知的障害者職親委託制度	一件		一件		一件			
(10) 日中一時支援事業	12箇所	65人	12箇所	69人	12箇所	72人		
(11) 自動車改造助成事業	2件		2件		2件			
(12) 自動車運転免許取得援助事業	1件		1件		1件			
(13) 福祉ホーム事業	2人		2人		2人			

3. 見込量確保のための方策

(1) 相談支援事業

相談支援事業については、市内3か所の相談支援事業者を通じて事業を実施します。

身近な困りごとを相談する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう、また、権利擁護についても、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の周知を図るとともに、虐待防止、消費者被害防止に努めます。

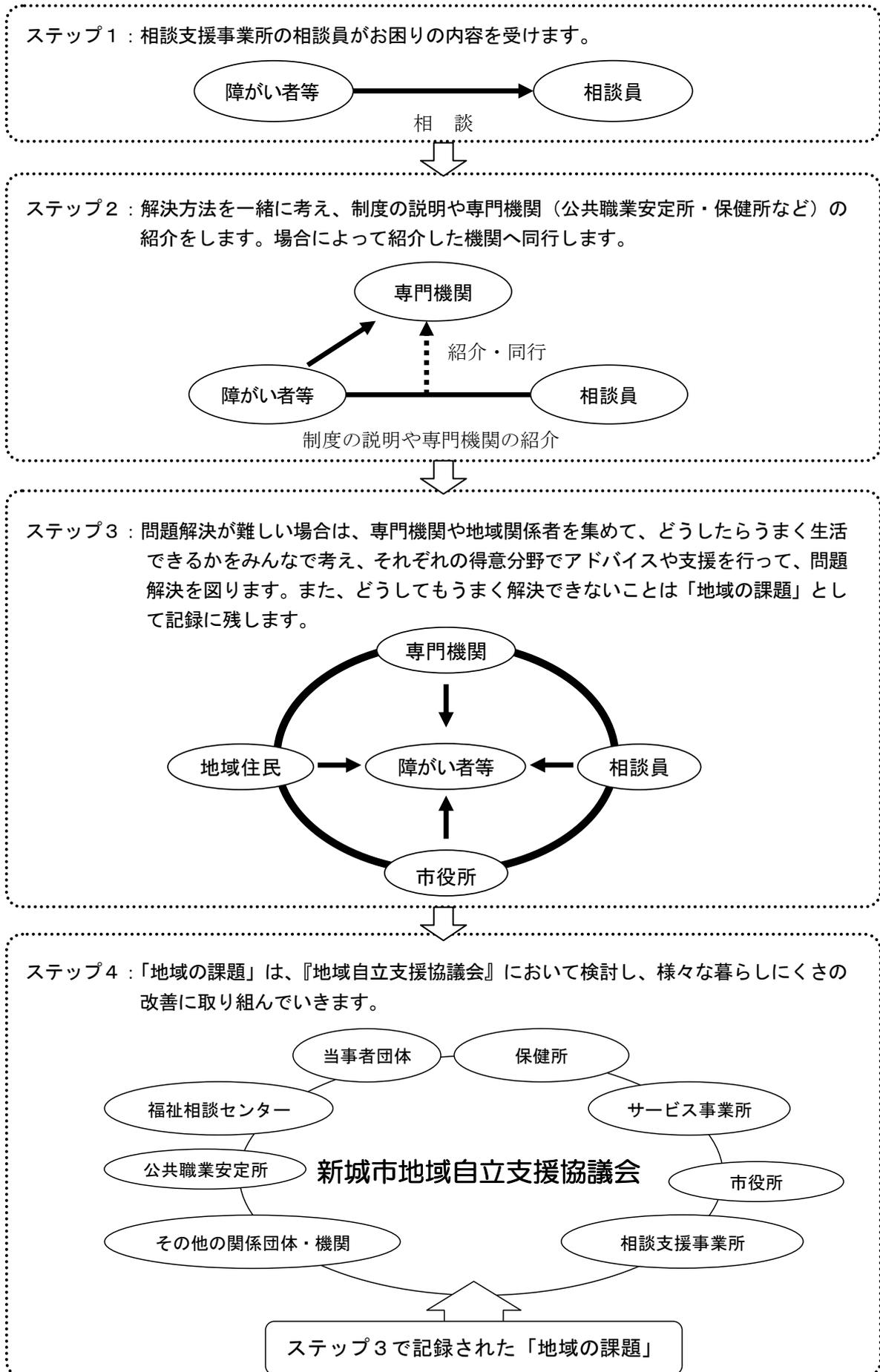
さらに、サービス事業者や関係団体で構成される地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へむけた検討を図るとともに、関係機関とのネットワークづくりを推進するなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

図表 32 相談支援事業の活動状況（平成23年4～10月活動分）

事業所名	訪問		来所相談		同行		電話相談		個別支援会議		その他		合計	
	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数
新城市障害者 相談支援事業所 レインボーはうす	196	359	43	59	78	96	75	141	39	34	158	341	69	1,030
しんしろ福祉会館 相談支援事業所	122	230	16	19	10	10	21	27	6	7	109	380	51	765
やまなみ会 相談支援事業所	48	62	108	203	20	34	67	116	15	15	112	395	55	823

資料：福祉課

図表 33 本市の相談支援の体制



(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業については、福祉サービスだけでなく、あらゆる行政サービスの場でサービスを提供していく必要があるため、関係機関との連携により、ニーズに応じた手話通訳者の確保に努めます。

また、養成講座等の開催を検討し、手話通訳の人員確保やその質的向上を図る機会をつくっていきます。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

移動支援事業については、特にニーズが高いため、障がい特性やニーズの拡大に対応し、供給体制が不安定にならないよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

また、地域福祉活動による移動支援について、住民相互の支えあい活動の仕組みづくりについて取り組んでいきます。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

(6) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成する事業です。

(7) その他の事業（任意事業）

任意事業についても、各事業の対象となる障がいの特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じた事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

なお、本市で実施する任意事業は次のとおりです。

(市が実施する任意事業)

- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 知的障害者職親委託制度
- ・ 福祉ホーム事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 自動車改造助成事業
- ・ 自動車運転免許取得援助事業

第4節 権利擁護及び虐待防止の推進

障害者自立支援法の改正及び障害者虐待防止法の制定に伴い、権利擁護及び虐待防止を推進します。

(1) 権利擁護

成年後見制度利用支援事業は、制度実施の促進を図るため、平成24年度より、地域生活支援事業の必須事業となりました。

本市としては、成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、成年後見センター等関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

(2) 虐待防止

障がい者の虐待防止にむけて、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化することにより、地域における障がい者の自立生活を支援し虐待の早期発見に努めます。障害者虐待防止法に基づく市町村虐待防止センターを通報窓口とし、相談支援体制を整えます。

また、新城市地域自立支援協議会においては、地域での自立した生活を送るうえで、中核的な役割を果たす場であることから、引き続き、関係機関の連携や個別の困難事例等の検討を通して協議会の機能強化を図るとともに、新たに設置する市町村虐待防止センターと連携して障がい者虐待防止ネットワークの構築を進めます。

第5章 計画の点検及び評価

第5章 計画の点検及び評価

1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定にむけた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

2 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、地域自立支援協議会が継続して計画を点検及び評価する役割を担います。

3 点検及び評価結果の周知

地域自立支援協議会が中心となって、点検及び評価した結果については、3年ごとに市広報等を通じて、広く市民に周知を図ります。

資 料 編

資料編

資料1 計画策定の経過

《 時 期 》		《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》	
平成 23 年	6 月	策定にむけた庁内協議 ・第2期計画の進捗（事業量）の確認	
	7 月	策定にむけた庁内協議 ・第3期計画にむけたサービス需要・支援体制の検討	
	8 月 19 日	自立支援協議会 定例会 ・第3期計画策定のスケジュールについて ・第2期計画の実績について	
	8 月 24 日 ～ 31 日	アンケート・ヒアリング調査の実施：事業所 (福) 新城福祉会 (レインボーはうす) (福) 社会福祉協議協会 (福) やまなみ会やすらぎの家 (NPO) もくせいの家 ほうらい (有) グレース(マナハウス) (NPO) 子いづみや (児童デイ おひさま) (生協) コープあいち福祉サービス新城	
	9 月 27 日 28 日	アンケート・ヒアリング調査の実施：関連団体 ・新城市手をつなぐ育成会 ・身体障害者福祉協会 ・南新家族会	
	10 月 27 日	第1回 第3期 新城市障害福祉計画策定委員会 ・第2期計画の進捗状況、サービス利用実績について ・ヒアリング結果について ・計画見込み量について	
	11 月 10 日	愛知県県ヒアリング ・障害福祉サービス見込量（概算）について	
	12 月 9 日 16 日	自立支援協議会 臨時会 自立支援協議会 定例会 ・目標値の設定について	
	21 日	第2回 第3期 新城市障害福祉計画策定委員会 ・計画原案について	
	平成 24 年	1 月 16 日 ～	パブリックコメントの実施 意見提出1名 1件)
		2 月 16 日	
		3 月 1 日	第3回 第2期 新城市障害福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画（案）について

資料2 策定委員会について

1. 設置要綱

新城市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年7月1日
改正 平成20年9月1日

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく新城市障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画案を策定すること。
- (2) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の介護、保健、医療及び福祉の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は定数を25人以内とし別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選をもって選出し、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が選任し、委員長を補佐する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から計画を策定するまでの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体等における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、障害福祉事務を所掌する課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成20年8月28日)

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

別表

No.	区 分
1	学識経験者
2	医師会代表
3	商工会代表
4	青年会議所代表
5	児童福祉施設代表
6	社会福祉協議会代表
7	民生委員・児童委員代表
8	市民代表
9	サービス提供事業所代表
10	新城公共職業安定所
11	愛知県新城保健所
12	愛知県新城設楽福祉相談センター
13	障害福祉事務を所掌する担当部長

2. 委員名簿

(敬称略)

No.	機関(団体)名	役職	代表区分
1	愛知新城大谷大学	助 教 工藤 明人	学識経験者
2	社団法人 新城医師会	副会長 熊谷 勝	医師会代表
3	新城市商工会	事務局長 高田 孝典 小林 留春	商工会代表
4	社団法人 新城青年会議所	理 事 熊谷 浩恭	青年会議所代表
5	社会福祉法人 和敬会	理事長 太田 一平	児童福祉施設
6	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	常務理事 原田 貞幸	社会福祉協議会代表
7	新城市民生委員 ・児童委員協議会	会 長 富安 征矢子	民生委員・児童委員代表
8	新城市区長会	副会長 原田 純一	市民代表
9	新城市身体障害者福祉協会	会 長 海野 保	市民代表
10	新城市手をつなぐ育成会	会 長 上田 麻二子	市民代表
11	南新家族会	副会長 坂田 昌士	市民代表
12	新城はぐるまの会	会 長 伊東 愛子	市民代表
13	社会福祉法人 新城福祉会 レインボーはうす	所 長 長坂 宏	サービス提供事業所代表
14	社会福祉法人 やまなみ会 やすらぎの家	施設長 北沢 悦子	サービス提供事業所代表
15	もくせいの家ほうらい	所 長 坂神 とも江	サービス提供事業所代表
16	新城公共職業安定所	就職促進指導官 内藤 智	行政機関
17	愛知県新城保健所	健康支援課長 千賀 美奈子	行政機関
18	愛知県新城設楽 福祉相談センター	センター長 中尾 知久	行政機関
19	新城市 市民福祉部	部長 小澤 康史	行政機関

資料3 用語説明

か行

◆介護保険事業計画 (P. 1)

介護保険法第117条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、3年を一期として介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施にむけて、介護給付等対象サービスの見込量やその確保のための方策等を定めるものです。

◆介護保険法 (P. 3)

介護が必要になった方に保健医療サービスや福祉サービスに関する給付を行うための法律です。

◆基本相談支援 (P. 36)

生活に関することや福祉サービスの利用に関する相談を行う支援です。

◆ケアマネジメント (P. 35)

障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことで、

◆県の障害福祉計画 (P. 1)

障害者自立支援法第89条に基づき、県が策定する計画で、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

◆高齢者保健福祉計画 (P. 1)

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

さ行

◆次世代育成支援行動計画 (P. 1)

急速な少子化と、家庭を取り巻く環境に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備のため、「次世代育成支援対策推進法」の法律に基づき、今後取り組むべき子育て支援策や目標を定めるものです。

◆市町村障害者福祉計画 (P. 1)

障害者自立支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

◆就労継続支援（P. 6）

就労継続支援は、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供することを目的としています。同事業所の形態にはA型、B型の2種類があります。

- ・就労継続支援（A型）事業 「A型」は障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金が保障されます。
- ・就労継続支援（B型）事業 「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”です。

◆障害者基本計画（P. 1）

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

◆障害者基本法（P. 1）

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

◆障害者虐待防止法（P. 3）

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律です。

主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

虐待防止スキームは、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律を、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用します。

なお、今後は全ての自治体に「市町村虐待防止センター」が設置され、都道府県には「都道府県権利擁護センター」が置かれることとなります。

◆障害者自立支援法（P. 1）

従来、障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成18年10月に完全施行されています。

◆身体障害者手帳（P. 11）

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

◆精神障害者保健福祉手帳（P. 14）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

◆成年後見制度 (P. 27)

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

◆総合計画 (P. 1)

地方自治法第2条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

た行**◆地域福祉計画 (P. 1)**

社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する計画で、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支えあいの中で、尊厳をもって社会参加なども含めた自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくるためのものです。

◆特別支援学校 (P. 36)

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。旧・盲学校（もうがっこう）、旧・聾学校（ろうがっこう）、旧・養護学校（ようごがっこう）は、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行**◆ノーマライゼーション (P. 4)**

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方のことをいいます。

ま行**◆モニタリング (P. 36)**

予め設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を定期的にチェックすることをいいます。

ここでは、作成したサービス利用計画の経過や進捗状況を点検することを指しています。また、今後はモニタリングの結果に基づき、必要に応じてサービス利用計画の見直しを行うこととなります。

ら行

◆療育手帳 (P. 13)

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によってA、B、Cに区分されます。

◆レスパイト (P. 22)

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

愛知県 新城市 第3期障害福祉計画

平成24年3月 発行

発行者 新城市 福祉課

〒441-1392

愛知新城市東入船6-1

電話：0536-23-7624 FAX：0536-23-2002

市ホームページ：<http://www.city.shinshiro.aichi.jp/>